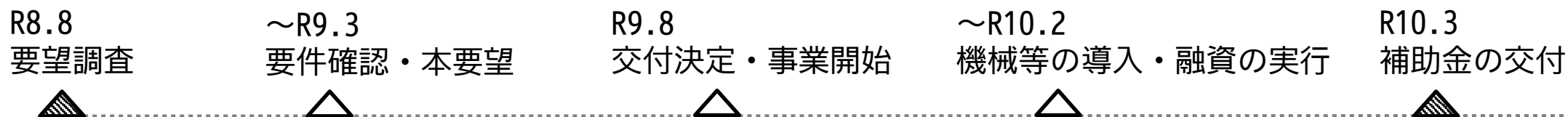


① 経営発展支援事業



郡山市農業政策課

事業フロー（予定）



事業内容・補助額（率）

就農後の経営発展のために、機械・施設等の導入を支援する。

〈通常枠〉

補助率 補助対象事業費の3/4(国1/2,県1/4,本人負担1/4)
補助対象事業費の上限 1,000万円※1
※1 ⑦経営開始資金の交付対象者は500万円

〈特別枠〉

補助率 補助対象事業費の3/4(国1/2,県1/4,本人負担1/4)
補助対象事業費の上限 1,200万円※2
※2 ⑦経営開始資金との併用不可

助成対象者

次の(1)～(5)のいずれにも該当する方

- (1) 独立・自営就農時 **50歳未満** の者
 - (2) 認定新規就農者、認定農業者※1
 - (3) **令和8年度以降に就農** した者※2
 - (4) 地域計画の目標地図に位置づけられることが確実な者
又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者
 - (5) 過去に本事業を活用していない者
- ※1 特別枠のみ認定農業者も対象
※2 特別枠は令和6年度以降に就農した者が対象

要件

提出書類

- ・ 本人負担分について、**金融機関から融資を受けること**
- ・ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、**一般競争入札の実施により選定** すること
- ・ **親元就農の場合、就農後5年以内の経営継承及び継承する経営を発展させる計画**（売上1割増等）の作成 など

（以下に該当する場合は補助対象外）

- ・ 機械・施設等の単純更新
- ・ 事業費(価格)が50万円未満
- ・ 導入物の耐用年数が5年未満
- ・ 導入物の汎用性が高い など

- ・ 令和9年度補助事業等 要望申請書（農業政策課分）
- ・ 導入したい農機具等の見積書
- ・ 導入したい農機具等のカタログ

事業詳細は郡山市ウェブサイト

（上記QRコード又は以下URL）をご覧ください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/111/6719.html>